

## 島根県教育研究会研究推進委員会設置要項

### 1. 研究推進委員会設置の趣旨

島根県教育研究会（以下「県教研」という。）は、県内における教育充実を目指す県教研への期待に応え、研究実践活動の一層の深化・発展を図るため県教研の研究体制等のよりよい在り方を検討していくため研究推進委員会を設置する。

### 2. 研究推進委員会の具体的業務

- (1) 県教研の組織充実方途についての検討
- (2) その他

### 3. 研究推進委員会の位置付け

会則第12条に規定する専門委員会とし、研究体制等についての会長の諮問に応える。平成5年度以降常置の期間とする。

### 4. 研究推進委員会の構成

- 委員長 1名（専任）・・・・・・・・・・県教研副会長を充てる
- 市郡研究会理事代表 2名・・・・市郡研究会関係常任理事で協議・選任
- 専門部研究会理事代表 2名・・・・専門部関係常任理事で協議・選任
- 県教研の研究体制等についてすぐれた識見を有する会員 5名  
各常任理事において関係理事の意見を取りまとめて選任  
(各教育事務所管轄地域内の市郡研究会理事が推薦する者 各1名)
- 事務職員 若干名

### 5. 研究推進委員会の業務と委員会開催計画等

- (1) 業務：上記2のとおり
- (2) 委員会開催計画（開催の場合は、6月、11月）
  - ① 第1回研究推進委員会
  - ② 第2回研究推進委員会
- (3) その他（研究推進委員会終了後の流れ）
  - ① 会長へ報告
  - ② 理事会へ提案・決定
  - ③ 全会員に周知